

令和 5 年度

定期総会(書面開催)

資 料

松戸市立河原塚小学校PTA

## 【 議 案 】

1. 令和4年度 活動報告
2. 令和4年度 決算報告・会計監査報告
3. 令和5年度 河原塚小P T A役員・会計監査紹介
4. 令和5年度 活動方針（案）・行事計画（案）
5. 令和5年度 河原塚小P T A予算（案）
  - ・ 令和4年度 決算報告・令和5年度予算（案）について補足
  - ・ 令和5年度 千葉県P T A連絡協議会 P T A団体総合補償制度のご案内

## 1. 令和4年度 活動報告

### 役員会

#### 【校内活動】

令和4年

- 4月21日(木) 合同委員会、第1回 運営委員会
- 5月31日(火) 定期総会(書面開催)
- 6月9日(木) プール清掃サポーター実施(サポーター 8名)
- 6月24日(金) 学校側との打ち合わせ
  - ・1, 2学期の行事、今後のPTA活動について
  - ・推薦委員について
  - ・令和5年度の50周年記念行事について
- 7月15日(金) 学校側との打ち合わせ
  - ・9月3日の除草作業について
  - ・令和5年度の50周年記念行事について
- 9月3日(土) 除草作業(雨天により中止)
- 10月21日(金) 漢字検定実施(受検者 62名)
- 10月27日(木) 全校除草作業サポーター実施(サポーター 15名)
- 11月30日(水) ストーブ・扇風機清掃サポーター実施(サポーター 3名)
- 12月27日(火) 学校側との打ち合わせ
  - ・令和5年度の50周年記念行事について

令和5年

- 1月13日(金) 学校側との打ち合わせ
  - ・令和5年度の50周年記念行事について
- 2月10日(金) 漢字検定実施(受検者 94名)

#### 【校外活動】

令和4年

- 11月15日(火) 松戸市グリーンスローモビリティ地域推進事業に関する意見交換会出席

令和5年

- 2月18日(土) 河原塚地区地域防災会議出席

#### 【松戸市PTA連絡協議会(連P) 関連】

令和4年

- 5月17日(火) 第1回 常任評議委員会
- 7月13日(水) 第2回 常任評議委員会
- 9月28日(水) 第3回 常任評議委員会
- 11月16日(水) 第4回 常任評議委員会

令和5年

2月15日(水) 第5回 常任評議委員会

**学年委員会**

令和4年

10月21日(金) 漢字検定運営協力

令和5年

2月10日(金) 漢字検定運営協力

**【花壇班】**

令和4年

5月9日(月) 年間スケジュール作成

5月25日(水) 花壇除草・ガーデニングサポーター募集文書印刷配付

6月7日(火) 花壇除草・ガーデニングサポーター参加票回収、集計

6月21日(火) 花壇除草・ガーデニングサポーター実施(サポーター 28名)  
今後の活動について打ち合わせ

11月1日(火) 花壇除草・種苗植え

**【清掃班】**

令和4年

5月25日(水) トイレ清掃サポーター募集文書印刷配付

6月29日(水) トイレ清掃サポーター実施(サポーター 9名)

10月5日(水) トイレ清掃サポーター募集文書印刷配付

11月9日(水) トイレ清掃サポーター実施(サポーター 4名)

**【性教育講演班】**

令和4年

6月8日(水) 講演の内容・スケジュール打ち合わせ

10月7日(金) 講演日当日のスケジュール、準備物等確認  
保護者あて開催周知文書印刷、配付  
講師派遣依頼書および講演依頼書作成、送付

11月4日(金) 保護者の参加申し込み人数確認  
資料印刷、仕分け  
会場掲示物、アンケート回収箱作成

11月8日(火) 性教育講演会実施(参加者:児童91名、保護者25名、先生 6名)

11月22日(火) 児童の感想、保護者あて資料の封入  
講師の先生へお礼状作成、郵送

12月22日(金) 児童の感想、保護者あて資料、開催報告書の封入、配付  
活動のまとめ、引継ぎ書作成について打ち合わせ

## 文化委員会

令和4年

5月21日(土) } 体育参観日 保護者受付  
5月24日(火) }

### 【ベルマーク班】

令和4年

5月 2日(月) ベルク、ベルクス、郵便局(河原塚・日暮・稔台)へあいさつ  
5月12日(木) ベルマーク通信作成(テトラパック回収廃止について)  
5月20日(金) ベルマーク通信印刷配付  
6月11日(土) 各クラスのベルマーク回収、仕分け  
6月16日(木) ベルマーク仕分け(各自自宅で貼り付け作業)  
テトラパック回収ボックス撤去、テトラパック発送  
9月16日(金) ベルマーク仕分け、財団へ発送  
10月 5日(水) ベルマーク仕分け(各自自宅で貼り付け作業)  
11月29日(火) ベルマーク仕分け(各自自宅で貼り付け作業)、財団へ発送

令和5年

1月19日(木) ベルマーク仕分け(各自自宅で貼り付け作業)

### 【図書班】

令和4年

5月16日(月) 図書班の年間活動計画の作成  
5月25日(水) 司書の林先生と顔合わせ、図書室清掃とPTA文庫について話し合い  
6月 6日(月) 図書室清掃サポーター募集文書の作成  
6月14日(火) 図書室清掃サポーター募集文書の印刷作業  
7月11日(月) 図書室清掃サポーター実施(サポーター 13名)  
・図書室の清掃、本の整理整頓、修繕作業  
8月 2日(火) リコー書店にてPTA文庫購入  
『ふしぎ駄菓子屋銭天堂』16巻～17巻 計2冊  
『科学まんがサバイバルシリーズ』 計6冊  
「水族館のサバイバル①、②」「超高層ビルのサバイバル①、②」  
「山火事のサバイバル①、②」  
『どっちが強い X』1巻～5巻 計5冊  
『ミイラの地下墓地から大脱出』 1冊  
『5秒後に意外な結末』1巻～4巻 計4冊

10月24日(月) 図書室清掃サポーター募集文書の作成、印刷配付

11月14日(月) 図書室清掃サポーター実施(サポーター 15名)  
・図書室の清掃、本の整理整頓

令和5年

2月中

図書班にて本の整理整頓作業(予定)

## 広報委員会

令和4年

- |          |   |
|----------|---|
| 5月16日(月) | アンケート内容決め<br>スケジュール、担当決め                                      |
| 5月20日(金) | アンケートチームミーティング  |
| 5月24日(火) | 先生方へアンケート依頼(QRコード読み取り⇒入力いただく)、写真撮影依頼<br>校長先生、教頭先生、教務主任へ個別質問依頼 |
| 6月6日(月)  | デザイン開始  |
| 6月7日(火)  | 表4 PTA記事作成  |
| 6月20日(金) | 紙面校正  |
| 7月5日(火)  | 印刷業者へ入稿   |
| 7月6日(水)  | 納品  |
| 7月12日(火) | 仕分け、配付  |

## 校外指導委員会

令和4年

- |          |   |
|----------|---|
| 4月21日(木) | 前年度委員より引継ぎ・自己紹介・委員長・副委員長・PC係・各コース<br>担当決め   |
| 4月26日(火) | 通学路合同点検にむけ、各コースの点検箇所などの共有・点検依頼<br>「登下校指導の見守り箇所について」印刷配付(1~5年生)  |
| 5月10日(火) | 通学路合同点検の結果報告まとめ、資料修正  |
| 6月10日(金) | 前年度 登下校指導(活動報告)シュレツダーにて破棄<br>令和3年4月~令和4年1月までの不審者情報を教頭先生よりいただく<br>⇒PC係へ「危険箇所マップ」作成依頼   |
| 6月29日(水) | (※不審者についての情報は役員会にて追加)<br>「危険箇所マップ」印刷配付  |
| 7月6日(水)  | 登下校指導(旗振り)活動報告 確認   |
| 7月14日(木) | 役員会へ、こども110番の家への往復はがき確認依頼→教頭先生へ確認<br>依頼<br>こども110番の家への往復はがき、宛名シール、注意事項の案内を印刷<br>⇒委員が自宅で作業できるよう名簿、往復はがき、注意事項の案内をま<br>とめて<br>PTA室に置き、各自回収依頼 |
| 8月2日(火)  |   |
| 9月1日(木)  |   |
| 9月14日(水) | 通学路合同点検付き添い<br>教頭先生より、届いている分のこども110番の家からの返信はがきを預<br>かる  |
| 9月15日(木) | BANDにて「あんぜんmyマップのご案内」作成依頼   |
| 9月下旬     | 返信はがきが来ていない方々へ電話にて確認<br>プレートご希望の方へ準備、ポストへ投函<br>プレートに添付するお手紙をBANDにて役員会へ確認依頼  |

- 11月 5日 (土) こども110番の家名簿の変更入力、マップ変更作業  
 教頭先生より、こども110番の家の名簿について、松戸市から来ていた  
 11月22日 (火) 名簿と、校外指導委員で保存していた名簿に違いがあったとの連絡有  
 12月14日 (水) ⇒今年度の提出用名簿は教頭先生が作成  
 校外だより、あんぜんmyマップのご案内、こども110番の家マップ→  
 役員会へ確認依頼→教頭先生へ確認依頼
- 令和5年  
 1月10日 (火) 校外だより、あんぜんmyマップのご案内、こども110番の家マップ印  
 刷配付  
 来年度「通学路における合同点検」仮リスト作成のため、各コースの再点  
 1月30日 (月) 検依頼  
 「自転車ルール、防犯についてのお便り」→役員会へ確認依頼→教頭先生へ  
 確認依頼  
 「通学路における合同点検」再点検の結果を受け、仮リスト・マップ変更・  
 写真変更
- 自転車ルール・防犯についてのお便り印刷配付  
 令和5年度通学路における合同安全点検のまとめ  
 令和5年度への引継ぎまとめ

### 推せん委員会

(役員会にて代理)

令和5年

- 1月11日 (水) 推薦書配付  
 1月18日 (水) 推薦書回収・集計 (299枚回収)  
 ① 自薦と思われるもの 7枚  
 ② 他薦と思われる方 21名
- 1月18日 (水) ①の方を対象にオンライン説明会日時調整  
 ~25日 (水)
- 2月 8日 (水) 4名の方とオンライン説明会実施 (会長、書記1名、会計1名参加)  
 2月 8日 (水) ①の方へ交渉連絡  
 ~15日 (水) 3名から来年度役員加入可能の連絡をいただく (書記1名、会計2名)  
 ※副会長1名、書記1名を引き続き募集
- 2月15日 (水) ②の方へお手紙配付  
 2月20日 (月) 返信のあった方を対象にオンライン説明会日時調整  
 3月上旬 (予定) 信任投票実施、結果配付

### バレーボールサークル

令和4年

- 5月27日 (金) 「松戸市PTAバレーボール大会選手募集のお知らせ」印刷  
 (5月30日配付→6月3日より順次回収)  
 7月20日 (水) 大会へ向けて(河中、稔小、和小)合同練習開始  
 水曜 19:30 ~ 21:00

9月14日(水) 土曜 19:00 ~ 21:00  
8月24日(水) 親睦大会代表者会議参加  
9月17日(土) PTAバレーボール親睦大会出場

# 令和4年度 河原塚小学校PTA決算報告書

【一般会計】

自 令和 4年 4月 1日

【収入の部】

至 令和 5年 3月31日

(単位：円)

項 目	予 算 額	収 入 額	摘 要
前年度繰越金	1,453,911	1,453,911	
会 費	1,135,200	1,104,550	@2,400(¥250×12ヶ月)×0.8
雑 収 入	17	13	郵便局利子
収 入 合 計	2,589,128	2,558,474	

【支出の部】

(単位：円)

項 目	細 目	予 算 額	前年度実績額	内 容	
運 営 費	会 議 費				
		運 営 委 員 会	8,000	6,900	用紙、消毒用エタノールなど
		連 P 関 連 費	20,000	1,884	交通費など
		四 校 連 絡 協 議 会	20,000	0	
	需 用 費	事 務 用 品	70,000	63,287	金銭出納帳、消毒用エタノール、封筒、コピー用紙、ロッカー修理、 カラーペーパーグリーン、名札、他
		残 高 証 明 書 発 行 料	4,400	4,400	郵便貯金口座4通
		灯 油	2,500	2,390	灯油(18ℓ×1本)
	印 刷 ・ 関 連 費	印 刷 機 リ ー ス	150,000	142,560	年額 11,880×12=142,560
		イ ン ク 代 ・ 修 理 代	100,000	91,309	パフォーマンスチャージ料
	児 童 福 祉 費	卒 業 記 念 品	200,000	174,680	85+振込手数料
慶 弔 費	慶 弔 費	50,000	0	慶弔規定によるお香典、お見舞い、弔電など	
運 営 予 備 費		139,870	0		
活 動 費	学 年 委 員 会	活 動 費	35,000	34,167	トイレ掃除用具購入費、花壇苗購入費など
	広 報 委 員 会	活 動 費	15,000	7,405	広報誌外注代 年1回
	校 外 指 導 委 員 会	活 動 費	20,000	14,879	ハガキ、封筒、切手
	文 化 委 員 会	パ ル マ ー ク 部	5,000	5,809	両面テープ、発送費
		運 動 会 部	5,000	0	
		図 書 部	30,000	23,811	PTA文庫購入費、図書室掃除用具購入費
	推 薦 委 員 会	活 動 費	8,000	0	
	サ ー ク ル 活 動 費	サ ー ク ル 費	8,000	7,960	P連バレーボール大会参加費、交通費など
	行 事 費	入 学 式 花 代	20,000	20,000	R6年度入学式用 20,000
		卒 業 式 花 代	25,000	25,000	
		辞 校 式 花 束 代	30,000	24,000	@1,500×人数分
	行 事 開 催 費	講 演 会 費	50,000	21,856	助産師講演会費、お茶、封筒
			100,000	0	学内コンクール用の賞状・副賞
活 動 予 備 費			0		
修 繕 費	施 設 修 繕	1,000,000	0	学校施設修繕(遊具、藤棚等)	
負 担 金	P T A 保 険	42,770	39,911		
				@81×P数 + @9×児童数+手数料	
	連 P 負 担 金	36,360	28,380	@72×(463+42)	
周 年 基 金	積 立 金	100,000	100,000	※1 周年記念費として、記念品(定規、リーフレット)、講演、トロフィー	
災 害 対 策 費	積 立 金	300,000	400,000	保存水、保存食購入予定	
部 活 動 支 援 費	積 立 金	40,000	40,000		
支 出 合 計		2,634,900	1,280,588		
次 年 度 繰 越 金		0	1,259,770		

※1 前年度周年記念の繰越金 896,448 円のうち、520,000 円を周年記念費(予算)として充てる予定

# 令和4年度 河原塚小学校PTA決算報告書

自 令和 4年 4月 1日  
至 令和 5年 3月31日

[一般会計]

(単位：円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	1,453,911		
会費	1,104,550	現金引出し	249,000
雑収入(利子)	13		
誤入金	0	支払い、払込(転出返金含む)	1,098,993
手持ち分入金	49,289		
	1,153,852	小計	1,347,993
合計	2,607,763	通帳残高	1,259,770

[周年基金]

(単位：円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	796,441		
積立金	100,000		
雑収入(利子)	7		
小計	100,007	小計	0
合計	896,448	通帳残高	896,448

[災害対策費]

(単位：円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	312,644	保存水、吊下げ名札など	154,671
積立金	400,000		
雑収入(利子)	3		
小計	400,003	小計	154,671
合計	712,647	通帳残高	557,976

[部活動支援費]

(単位：円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	100,355		
積立金	40,000		
雑収入(利子)	0		
小計	40,000	小計	0
合計	140,355	通帳残高	140,355

[財産目録]

現金手許現金			0
普通預金	ゆうちょ銀行 松戸河原塚	(一般会計)	1,259,770
普通預金	ゆうちょ銀行 松戸河原塚	(周年基金)	896,448
普通預金	ゆうちょ銀行 松戸河原塚	(災害対策費)	557,976
普通預金	ゆうちょ銀行 松戸河原塚	(部活動支援費)	140,355
	合計		2,854,549

## 会計監査報告

令和4年度 松戸市河原塚小学校PTA会計監査を

令和5年4月/8日に実施いたしました。結果は下記の通りです。

I 令和4年4月1日より、令和5年3月31日までの

収支決算は、別紙の通り適正に処理されていることを認めます。

II. 会計関係書諸帳簿及び、支払書の処理も適正に行われております。

令和5年4月/8日

松戸市河原塚小学校PTA

会計監査 高村 衣又 

会計監査 山口 友香 

会計監査 大山 礼子 

役名	氏名	児童学年・クラス
会長	川口 <sup>かわぐち</sup> さん	スマイル3 2-1
副会長	伊藤 <sup>いとう</sup> さん	4-3
	白石 <sup>しろいし</sup> さん	スマイル2
	久保田 <sup>くぼた</sup> さん（教頭）	-
書記	田中 <sup>たなか</sup> さん	4-3 1-3
	甘竹 <sup>あまたけ</sup> さん	3-2
	岩田 <sup>いわた</sup> さん（教務主任）	-
会計	岸本 <sup>きしもと</sup> さん	3-3
	服部 <sup>はっとり</sup> さん	3-1
	田澤 <sup>たざわ</sup> さん（事務室）	-

役名	氏名	児童学年・クラス
会計監査	小澤 <sup>おざわ</sup> さん	3-2
	河野 <sup>こうの</sup> さん	3-1
	石川 <sup>いしかわ</sup> さん	2-2

#### 4. 令和5年度 活動方針（案）・行事計画（案）

## 役員会

### 【活動方針】

河原塚小学校の児童の保護者および教職員は、児童が安心して安全かつ健康的な学校生活を送れるPTA活動を企画するとともに、会員一人ひとりの時間を大切にして、PTA活動を無理なく持続的に運営するため、次のとおり活動方針を定めます。

### 【運営】

- 常に時代の変化を取り入れ、魅力的なPTA活動を発信します。
- 会員同士で協力しあい、特定の人に作業負担が集中しないよう配慮します。
- 多様性を尊重しつつ、会員同士の関係を深めます。
- その時代に合ったPTA活動を考案していきます。
- 近隣住民の方や河小応援団等の関連団体との相互連携を図り、河原塚小学校の児童が心地よく感じる環境の確保に努めます。

### 【会議】

- 会議を行う際は事前に会議の目的を明確にします。
- 会議のスケジュールは、できるだけ参加者の負担が少ない日時に設定します。
- 特別な事情がない限り、会議は2時間以内とします。

### 【効率化】

- 無理のない運営を心がけ、限られた時間と資源を大切にします。
- 電子化・通信技術化を推進し、情報の共有・連携の効率化を進めます。
- 活動にあたっては、学校での実施のほか、リモート環境での実施を積極的に取り入れ

### 【行事計画】

- 定期総会開催 年1回 (5月) (書面開催)
- 除草作業 年2回 (4月、8月または9月)
- 学校行事協力 (入学式・卒業式壇上花、お別れの会花束の提供)
- 松戸市PTA連絡協議会(連P)主催研修会への参加
- 各種サポーター活動 (花壇除草・プール清掃・トイレ掃除・図書室掃除等を随時募集)
- 給食試食会 (9月)
- 書道、図工学内コンクール 賞状作成 (9月)
- 講演会主催 (4年生対象：性教育 5～6年生対象：情報モラル教育)
- 四校 (河原塚中、河原塚小、稔台小、東松戸小) 連絡協議会への出席
- 50周年記念行事の開催 (記念講演の開催、記念品の配布、学校施設修繕事業) 通年

※令和4年12月9日配付の漢検実施のご案内、および、令和5年3月6日配付の第3回運営委員会(書面開催)資料に記載の通り、令和5年度のPTA主催による漢検(準会場開催)は廃止となります。

### ■学年委員会

- 各PTA委員とコミュニケーションを取り、健全なPTAの運営に努める

- 学年委員内でサポートを積極的に行う
- プール清掃、花壇除草、トイレ清掃等サポーターを募集、実施する
- 4年生対象の性教育講演、5～6年対象の情報モラル教育講演を企画し、実施する

#### ■文化委員会

- 年2回ベルマーク通信の発行
- ベルマーク、インクカートリッジの回収、仕分け、集計、送付
- ベルマーク回収箱の作成・交換
- P T A文庫の選書、図書室清掃・本の整理整頓

#### ■広報委員会

- 年度始めに先生紹介号の広報「かわらづか」を発行
- 50周年記念リーフレットの編集

#### ■校外委員会

- 危険箇所マップ作成
- 校外便りの作成、「登下校指導」のとりまとめ
- 次年度松戸市に提出する通学路合同点検一覧表の作成
- こども110番の家に係る活動

#### ■推薦委員会

- 次年度役員および会計監査選出に係る活動

#### ■ICT委員会

- サポーターや各種講演などの参加申込み用 Google フォーム の 作成、集計
- BAND アプリの管理

#### ■バレーボールサークル

- 年度始め、年度末の運営委員会参加
- 地域クラブチームとの合同練習
- 新規サークルメンバー募集

## 5. 令和5年度 河原塚小P T A予算（案）

## 【収入の部】

(単位：円)

項目	予算額	前年度実績額	内容
前年度繰越金	1,259,770	1,453,911	
会費	1,515,000	1,104,550	3,000×(463+42)
雑収入	0	13	郵便局利子
収入合計	2,774,770	2,558,474	

## 【支出の部】

項目	細目	予算額	前年度実績額	内容	
運 営 費	会議費	8,000	6,900	用紙、消毒用エタノールなど	
		20,000	1,884	交通費など	
		20,000	0		
	需用費	70,000	63,287	金銭出納帳、消毒用エタノール、封筒、コピー用紙、ロッカー修理、 カラーペーパーグリーン、名札、他	
		4,400	4,400	郵便貯金口座4通	
		2,500	2,390	灯油(18ℓ×1本)	
	印刷・関連費	150,000	142,560	年額 11,880×12=142,560	
		100,000	91,309	パフォーマンスチャージ料	
	児童福祉費	200,000	174,680	85+振込手数料	
	慶弔費	50,000	0	慶弔規定によるお香典、お見舞い、弔電など	
運営予備費	129,870	0			
活 動 費	学年委員会	35,000	34,167	トイレ掃除用具購入費、花壇苗購入費など	
	広報委員会	15,000	7,405	広報誌外注代 年1回	
	校外指導委員会	20,000	14,879	ハガキ、封筒、切手	
	文化委員会	ベルマーク部	5,000	5,809	両面テープ、発送費
		運動会部	5,000	0	
		30,000	23,811	PTA文庫購入費、図書室掃除用具購入費	
	推薦委員会	8,000	0		
	サークル活動費	8,000	7,960	P連バレーボール大会参加費、交通費など	
	行事費	入学式花代	40,000	20,000	20,000×2
		卒業式花代	25,000	25,000	
		辞校式花束代	30,000	24,000	@1,500×人数分
	行事開催費	講演会費	50,000	21,856	助産師講演会費、お茶、封筒
			100,000	0	学内コンクール用の賞状・副賞
活動予備費	129,870	0			
修繕費	施設修繕	1,000,000	0	学校施設修繕(遊具、藤棚等)	
負担金	P T A 保 険	42,770	39,911		
				@81×P数 + @9×児童数+手数料	
	連 P 負 担 金	36,360	28,380	@72×(463+42)	
周年基金	積立金	100,000	100,000	※1 周年記念費として、記念品(定規、リーフレット)、講演、トロフィー	
災害対策費	積立金	300,000	400,000	保存水、保存食購入予定	
部活動支援費	積立金	40,000	40,000		
支出合計		2,774,770	1,280,588		
次年度繰越金		0	1,259,770		

※1 前年度周年記念の繰越金 896,448 円のうち、520,000 円を周年記念費(予算)として充てる予定

【令和4年度決算報告・令和5年度予算(案)について補足】

## 令和4年度 決算報告

- 「支出の部」→「運営費」→「需要費」について、P T A室内のロッカーの鍵が壊れた為に業者をお願いしたので超過しました。今年度は、想定外の事に対応出来る様に予算案に組み込んであります。
- 昨年度は 周年基金、部活動支援費とも支出はありませんでした。新1年生用の保存水を3月に購入しましたが、年度が変わり4月請求となります。今年度は保存食も購入予定のため、3月に購入済みの保存水代金とあわせて予算案に組み込んであります（予算案補足最終項）。
- 今年度は、50周年記念行事があるので周年基金は前年度より多く予算案に組み込んであります。
- 災害対策費は 今年度の4月末頃に保存食購入予定ですので、予算案に組み込んであります。

## 令和5年度 予算(案)

- 今年度の会費は、前年度より学校行事が緩和される為、前年度の2,400円から増額の3,000円とさせていただきます。
- 運営費の会議費について、昨年度の運営委員会費の支出が6,900円と少なかった為、今年度の予算は8,000円に減額しました。
- 運営費の需用費について、昨年度にロッカー開錠費用という想定外の事がありましたので、予備費を兼ねて、事務用品費を70,000円に増額しました。
- 災害対策費について、災害備蓄品保存食の消費期限が2023年5月の為、2023年4月末頃に児童たちに配布予定です。2024年3月卒業前に6年生へ配布予定です、その為、2024年2月に再度購入しますので、今年度の積立金を300,000円にしてあります。
- 行事開催費について、学内コンクール開催に伴い、賞状、副賞代として100,000円計上しています。
- 修繕費について、学校施設の老朽化に伴い、遊具、藤棚等の修繕(塗装等)を行う為、1,000,000円を計上しています。
- 周年基金について、令和5年度は河原塚小学校設立50周年にあたる年です。「令和4年度河原塚小学校P T A決算報告書」に記載の前年度繰越金896,448円から520,000円を周年記念費(記念品定規、リーフレット、トロフィー購入、講演開催)としてあてる予定です。

# 1. PTA団体総合補償制度の概要

PTA団体総合補償制度は、PTAの皆様の「安心できるPTA活動」を目指し、各校PTAの会員（保護者・教職員・ボランティア<sup>【\*】</sup>での参加者）等および児童・生徒に生じる事故について、総合的な補償を提供する制度です。

【\*】ボランティアとは、事前にPTAが認めた方をいいます。

- ・PTA団体傷害保険（傷害保険普通保険約款＋PTA団体傷害保険特約＋細菌性食中毒補償特約＋熱中症危険補償特約）
- ・PTA賠償責任保険（賠償責任保険＜個人用＞普通保険約款＋PTA特別約款＋児童・生徒補償対象外特約＋提供飲食物危険補償特約＋法律相談・クレーム対応費用補償特約）

## (1) 補償内容

### PTA会員（保護者・教職員）等の傷害事故に対して（PTA団体傷害保険）※以下「傷害保険」といいます。

PTA会員とその同居の親族、PTAが事前に参加を認めた方が、PTAの主催・共催する行事<sup>（※1）</sup>に参加中（往復途上含みます。）の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや万一の場合を補償します。（細菌性またはウイルス性食中毒、熱中症を含みます。）

### 児童・生徒の傷害事故に対して（傷害保険）

児童・生徒が、PTAの主催・共催する行事<sup>（※1）</sup>に参加中（往復途上含みます。）の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや万一の場合を補償します。（細菌性またはウイルス性食中毒、熱中症を含みます。）  
但し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの定める給付対象となる場合は除きます。

### 各校PTAの賠償責任について（PTA賠償責任保険）※以下「賠償保険」といいます。

日本国内におけるPTA管理下<sup>（※2）</sup>中で、各校PTAまたはPTA役員が、次のような法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る賠償金支払等に対して補償します。

- ・PTA活動<sup>（※1）</sup>の遂行中に、管理上のミスなどによって第三者の身体・財物に損害を与えた場合
- ・PTAが他人から借りたスポーツ用具などをPTAや生徒が損壊・紛失したり、盗難にあった場合

※1：日本国内でPTAが企画・立案し、主催または共催する行事、活動でPTA総会、運営委員会等PTA会則に基づいた手続きを経て決定した行事

（例）PTA役員会・総会、学校奉仕活動、スポーツ活動、校外パトロール

※2：PTAの指揮、監督、指導下でのPTA活動中（自宅から活動場所への往復途上は対象外）

## (2) 保険金額と保険料

	補償内容	保 険 金 額
傷害保険	死亡保険金	235万円
	後遺障害保険金 (障害の程度によって)	9.4万円～235万円
	入院保険金日額(180日限度)	3,000円
	手術保険金 (手術の際の入院の有無によって 上記入院保険金日額の)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)
	通院保険金日額(90日限度)	1,500円
制度掛金(保険料・1世帯あたり)		81円
賠償保険	対人賠償 (自己負担額:1事故1千円)	1名あたり支払限度額5,000万円/ 1事故あたり支払限度額3億円
	対物賠償 (自己負担額:1事故1千円)	1事故あたり支払限度額500万円
	保管物賠償 (自己負担額:1事故5千円)	1事故あたり支払限度額10万円/ 年間あたり支払限度額1,000万円
	提供飲食物危険補償特約	1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う賠償責任と同額
	法律相談・クレーム対応費用補償特約	弁護士費用:1事故あたり支払限度額100万円/ 年間あたり支払限度額1億円
制度掛金(保険料・児童・生徒1名あたり)		9円

## (3) 保険期間

2023年4月1日午後4時から2024年4月1日午後4時までの1年間

## (4) 傷害保険の補償対象となる方(被保険者)

PTA活動に役割をもって参加している以下の方々

- ①PTA行事で活動中の 保護者会員、教職員、児童・生徒
- ②PTA行事で活動中の 保護者会員の同居の親族(兄弟・祖父母など)

※同伴する同居の未就学児も対象とします。

(例) 児童の親の代理で同居の祖母がPTA集会に出席した。

- ③PTAが事前に行事への参加を認めた方

※ボランティア、OB、OGとしてPTA活動に参加される方も同様とします。

(例) PTA会員のXさんの代理で隣のYさんが防犯パトロールに参加した。

(例) 児童・生徒の登下校中の安全確保のために見守り活動を行っている方

(注) PTAが他団体との共同開催においては、他団体所属の方は補償の対象になりません。

## (5) 保険金をお支払いする場合

	種類	概要
傷害保険	死亡保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。
	後遺障害保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含め180日以内の入院が対象)
	手術保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合[入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合[入院保険金日額×5]
	通院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1)骨折・脱臼・韧带損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。
賠償保険	対人賠償(基本補償)	日本国内で保険期間中にPTA管理下において、PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与え、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担した場合、被害者1名につき5,000万円、1回の事故につき3億円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額：1事故1千円)
	対物賠償(基本補償)	日本国内で保険期間中にPTA管理下において、PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の財物を損壊し、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担した場合、1回の事故につき500万円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額：1事故1千円)
	保管物賠償(基本補償)	日本国内で保険期間中にPTA管理下において、被保険者(PTA)が使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物をPTA会員または生徒が損壊、紛失した、または盗まれ、法律上の損害賠償責任を負担した場合、1回の事故につき10万円を限度、年間あたり1,000万円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額：1事故5千円)
	提供飲食物危険補償特約	PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、回収措置(飲食物の回収・交換・廃棄など)に関する費用はお支払の対象外となります。お支払する保険金は基本補償(対人、対物、保管物賠償)の損害賠償金、損害発生・拡大防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費用と同じです。ただし、損害賠償金、損害発生・拡大防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用の額は、保険期間を通じて「PTA活動に伴う損害賠償責任」における1事故あたりの保険金額を限度とします。
	法律相談・クレーム対応費用補償特約	保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者(PTA)が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用(※1)を補償します。但し、日本国内で発生した事故に限ります。①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。②PTAまたはPTA役員(選任した役員を含みます)がPTA活動中にクレーム行為を受けたこと、または、PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。お支払する保険金は被保険者が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用(※2)について、費用ごとに保険の約款に定める金額を限度にお支払いします。ただし、1回の事故(同一の事由に対して発生したクレーム行為などの事故は1回の事故とみなします)につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とします。なお、顧問料は含みません。 (※1)事故日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。 (※2)基本補償(対人、対物、保管物賠償)で支払われるべき費用を除きます

※傷害保険は、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒、熱中症により身体に障害が生じた場合も補償します。

※賠償保険でお支払いする保険金は以下の通りです。(AIG損害保険㈱の事前承認が必要です)。損害賠償金、損害発生・拡大防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費用。

※賠償金額の決定にあたっては、事前にAIG損害保険㈱の承認が必要です。その際にAIG損害保険㈱は被害者との示談、調停等の法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。

## (6) 保険金をお支払いできない主な場合

<p>傷害保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故意または重大な過失</li> <li>・自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>・自動車、バイク、原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ</li> <li>・病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など）</li> <li>・入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。）</li> <li>・妊娠・出産・早産</li> <li>・むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波</li> <li>・戦争・革命・内乱・暴動</li> <li>・放射線照射・放射能汚染</li> <li>・被保険者がビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー・パラグライダーなどの危険な運動を行っている間に生じた事故</li> <li>・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>賠償保険</p>	<p>&lt; PTA活動（※1）に伴う損害賠償責任 &gt; &lt; 保管物に係わる損害賠償責任 &gt; 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故意</li> <li>・戦争・革命・内乱・暴動</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波</li> <li>・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>&lt; PTA活動（※1）に伴う損害賠償責任 &gt; のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</li> <li>・被保険者が所有・使用・管理する施設の改装、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任</li> <li>・自動車などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任</li> <li>・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任（提供飲食物危険補償特約がセットされている場合、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。）</li> <li>・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任（ただし、PTA役員が負担する損害賠償責任に限ります。）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>&lt; 保管物に係わる損害賠償責任 &gt; のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の損壊によって生じた損害賠償責任</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>（※1）「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動で、PTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。</p>
<p>提供飲食物危険補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故意</li> <li>・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任</li> <li>・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</li> <li>・故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任</li> <li>・提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償責任</li> <li>・麻薬または壊棄した飲食物に起因する損害賠償責任</li> <li>・賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>法律相談・レクレム対応特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故意または重大な過失</li> <li>・戦争・革命・内乱・暴動</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波</li> <li>・台風、洪水、または高潮</li> <li>・放射線照射、放射能汚染</li> <li>・自動車などの所有、使用、管理</li> <li>・環境汚染（ただし、不測かつ突発的な事故により発生したものは除きます。）</li> <li>・PTAまたはPTA役員による診察・治療・医薬品の販売または身体の整形</li> <li>・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>